



事業内容

- ▶ [モニタリングとは](#)
- ▶ [調査・評価](#)
- ▶ **第三者評価**
 - [施設運営評価](#)
 - [事業評価](#)
 - [評価支援業務](#)
 - [評価制度設計](#)
 - [評価項目や評価基準の設計](#)
 - [労働環境モニタリング](#)
 - [東京都福祉サービス第三者評価](#)
 - [横浜市指定管理者第三者評価](#)
 - [標準的な評価の流れ（実施工程）](#)
- ▶ [研修・講演](#)
- ▶ [出版物のご案内](#)

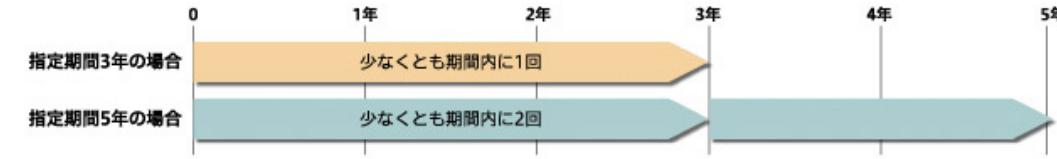


「民間にできることは民間にゆだねる」という行政方針のもと、2003年に指定管理者制度が導入されて以来、公共施設は指定管理者が管理・運営を代行するケースが増加してきています。公共サービスとして提供する事業が指定管理者によって適切に管理・運営されているかについては定期的な第三者によるモニタリングをおこなう必要があります。

適正な評価実施の中にも第三者評価を受けてよかったですとメリットを感じられる内容を提供します。一方通行の評価ではなく、施設の現場とコミュニケーションを密にとり、実態に即した評価と改善提案を行います。また本来業務への影響を抑えるため、要求事項はとりまとめ効率的に評価を実施します。

●施設運営評価

■実施の時期



■実績

港区立図書館、港区区民センター、港区立健康増進センター、港区立男女平等参画センター、熱海市起雲閣、大阪市役所メモリアルパーク、大阪市設置園、藤沢市野外体験教室、ほか多数

■財務評価

指定管理者が今後も継続して安定的に施設運営が可能かについて財務の面から評価します。施設運営評価の基本プランにオプションとして付加できます。

●事業評価

事業の評価は、継続性の確認、費用対効果等の面からアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことが重要視されています。また、評価のプロセスを通じて、効率性の向上、職員や組織の意識改革といった仕組みの改善につなげていきます。

●評価支援業務

職員や有識者、地域代表等からなる評価委員会が評価を実施する場合がありますが、書類確認やヒアリング、委員間の評価基準の統一は思いのほか時間と労力がかかります。総合システム研究所株式会社では、多様な施設の第三者評価実施の経験を活かし評価委員会が円滑に協議できるよう、資料の作成やサポートを行います。

- ・評価委員会が評価するための基礎資料の作成
- ・委員会や指定管理者に対して評価の概要説明を行う支援業務 等

●評価制度設計

事業を適正に測定・評価するための仕組みづくり、施設の運営、評価制度運用方法のご相談を承ります。

●評価項目や評価基準の設計

評価者によって評価結果に差が生じないよう、客観的に判断できる仕組みが必要です。施設や事業規模、評価者に合わせ、無駄のない評価項目（数、基準）を設計します。

■評価項目や評価基準の設計

評価者によって評価結果に差が生じないよう、客観的に判断できる仕組みが必要です。施設や事業規模、評価者に合わせ、無駄のない評価項目（数、基準）を設計します。

■定量的評価・定性的評価

効果を測定するためには、数値化することが不可欠です。どの数値を指標とするべきか、また数値化できない部分は何かを区分したうえで評価設計をおこないます。

■プロセスを評価

目的的設定と達成するための最適な過程をたどっているかの確認が重要です。施設運営や事業は、様々な制約を受けるながら実施しているケースが多いため、それを踏まえたうえでの目的達成に向けたプロセスを評価することが大切です。詳細についてはケースバイケースなので、お気軽にご相談ください。

●労働環境モニタリング

職員の労働環境が適切かについて評価します。職員のモチベーションをあげることは業務の効率化にもつながります。

東京都福祉サービス第三者評価

東京都福祉サービス第三者評価機関 認証番号 機構10-204

総合システム研究所株式会社は、東京都福祉サービス評価推進機構が評価者に求める評価姿勢、すなわち、「利用者や事業者の役に立つという貢献動機で臨むこと」、「事業者が大切にしている価値を正しく把握し、尊重すること」、「価値を実現するための事業プロセスを正しく理解すること」を順守し評価を行っています。また、施設が大切にしていることの実現、さらなる充実に向けておこなっている事業者の取組みを多角的に評価できるよう努力しています。

[とうきょう福祉ナビゲーション](#) > 第三者評価は [こちら](#)

横浜市指定管理者第三者評価

横浜市指定管理者第三者評価機関（指定番号18-18）

横浜市では、指定管理者が適切な施設運営をおこなっているかについて、認定評価機関による評価を実施しています。横浜市が設定した評価基準に基づき、公正で客観的な視点から評価を行うことで、施設運営者へ「気づき」を与え、施設運営者自らが業務改善やサービスの質の向上に向けた取り組みを行っていただけるよう取り組んでいます。

横浜市公式サイトは [こちら](#)

●標準的な評価の流れ（実施工程）

[詳細はこちら](#)

PDF文書の閲覧には、Adobe Readerが必要です。

[モニタリング、評価、調査の種類および価格表](#)

[▲ Page top](#)